

1. 件名：「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵系の共用)に係るヒアリング(1)」

2. 日時：令和3年5月10日(月) 13時30分～14時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、大橋管理官補佐、中川上席安全審査官、田尻安全審査官、藤原安全審査官、大岡安全審査専門職、河原崎安全審査専門職、清水係員

日本原燃(株) 鈴木 理事 再処理事業部副事業部長 他13名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
チームリーダー

関西電力(株) 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

中部電力(株) 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

東北電力(株) 原子力本部 原子力部(原子力技術) 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書(令和3年4月28日)

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000081.html

- ・ 日本原燃株式会社 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター 規制法令及び通達に係る文書(令和3年4月28日)

「日本原燃(株)から廃棄物管理施設に関する事業変更許可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000082.html

- ・ 令和3年4月28日
「日本原燃(株)再処理施設、廃棄物管理施設の事業変更許可申請(有毒ガス防護、廃棄物貯蔵施設の共用)に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	規制庁の田尻です。それでは、日本原燃の再処理施設及び管理施設に管 区係る変更許可申請に係るヒアリングを開始したいと思います。まず 9 兆 側の出席者ですがコサク調査官。
0:00:18	中側を課藤原大橋タジリ河原崎清水です。日本原燃の
0:00:25	これで本日の
0:00:27	ヒアリングに関してもうセルコードを行いたいと思いますので、読んでるにお いて説明を行われる際には、どの試料を用いるのかまた発言者の名前をし っかりと言っていただけるようお願いいたします。また非開示情報について発言 してしまった場合はその旨をさすぐに発言していただけるようお願いいたし ます。
0:00:43	それでは日本原燃から説明をお願いします。
0:00:52	はい、日本原燃の大場でございます。それでは本日の日本原燃の出席者 を紹介いたします。日本原燃のほうは、それからスズキ、それから再処理計 画部でハマダAオオバAスガワラ
0:01:09	それから、
0:01:11	美術部がミウラ、あと、ハラaオクデ
0:01:20	あと貯蔵管理課の方で、
0:01:23	ごめんなさい、名前カナハシA、
0:01:29	トビナイ畠山
0:01:33	はい。
0:01:34	あと計装を本店のほうで、
0:01:37	突っ込む。
0:01:38	ノザワaスズキaオオシナ
0:01:48	また、廃棄物管理課でワカマツ。
0:01:53	あと放射線安全課で、
0:01:56	福住です。
0:01:59	以上になります。
0:02:01	規制庁の田尻です。資料の説明に入っていただく前になんですが資料のこ ういうとかの会合での説明の方法についてちょっと話をしたいんですよろし いですか。
0:02:13	はい、よろしく願いいたします。
0:02:15	規制庁田尻です。本日提出いただいているのを 3 年 4 月 28 日に提出い ただいた資料 1 資料にあと資料 3-13-2 という形になっていて、
0:02:26	今資料の 1 が有毒バスに関わるもので、資料の 2 が供用に関わるものを 資料の 3 シリーズが概要という形になってるかと思うんですけど。

0:02:36	若干概要だけ一番最後にぽっと出てこられてもというところがあるので、今日の構成としては、まず概要説明いただいてってところがそれに関わるもの説明いただいてその次に共用という形が綺麗なというふうに思っていますと、概要だけで議論があるかというところもそういうものでもないので、区切りとしては、
0:02:54	まず概要説明いただいてで有毒ガスまで説明いただいて、そこで一度質疑をやってそこを一通り終わったタイミングで共用というふうに考えているんですけどそういった構成では説明でよろしいですか。
0:03:10	すみません、一番初めにあり、日本原燃の馬場でございます。一番初めにする概要と仰られているのは資料3-13-2の事でよろしいでしょうか。
0:03:22	規制庁の田尻です。資料3もなんですけど、基本的に変更許可申請という形で出ているので、基本的に有毒ガスに係る変更許可申請と共用に係る変更許可申請が出てきているわけでもないので、ただの全体の話まで申請をいつ出して変更事項の概要といったところに関して多くに関してまず一番最初に説明
0:03:42	いただいて、かつ資料3シリーズのこともあわせて説明いただければいいかなというふうに思ってるんですけど、
0:03:48	また、
0:03:50	はい、承知いたしました。
0:03:54	規制庁の田尻ですので資料の構成は別に番号の降り方自体は資料3が頭に持ってこられて資料に資料3という形でも構わないと思うんですけど。
0:04:04	これちなみになんか再処理と廃棄物管理は資料番号は決定出される予定ですかね構成にした場合においても、
0:04:15	日本原燃オオバです。
0:04:17	今お配りしているポイントの資料については、
0:04:22	3-13-2に関しまして添付3ですとかの事業計画ですとか技術的能力の資料こちらは再処理と廃棄物で分けて提出をしております。あと有毒ガス防護に関する資料1はこちらの再処理事業に関するもののみになりますので、一つのパッケージにしています。
0:04:40	あと資料の2について廃棄物貯蔵設備の供用に係る資料については、再処理事業と廃棄物管理事業、両方セットで説明を御説明御説明させていただきたいと考えてますので資料2ということで一つのパッケージにしております。
0:04:56	規制庁たりですね、そういう趣旨が伝わらなかったと思うのもう一度なんですけど先ほどお伝えした通り、資料3のシリーズで概要説明しようというふうに書かれてるんですけど、ここについていうのは、今おっしゃられたような

	事業計画 4.2. 3.9。再処理事業理由と言う形が書かれてないんですけど、 要は申請全体の概要というのをまず説明いただきたいと思っていて、
0:05:16	ではいつ申請したんですよっていう話がまずこの資料上というところになる んじゃないですかこれ資料の提出が 4 月 28 日になってるんですけど、会合 当日になったらこれ 5 月 17 とか、多分 9 月末で来週の日付とかになってし まうと思うので、要はこれ品整理もまずわからない、変更許可申請の説明 が始まってしまうような形になるので、
0:05:34	ただ申請に係る変更許可申請の概要というのをまずしっかり説明いただき たいんですよって、そのときに今 2. の. 2.3. 96 あって、どっちかと、そんな 重たい話でもないのであわせて説明するで構いませんよっていうふうにお 伝えしていて、そういうふうに全体概要というのには頭に説明するときって いうのは費用分けられますかっていうのが質問で今出てきてる費用の構成と
0:05:54	資料は読んでるので代替し、理解してるつもりなので、今のような提案で 説明いただく時にどのようにされますかっていうのが確認したいところです。
0:06:09	わかりました。それでは確かにおっしゃられる通り、資料今 4 種類置いてま すけれどもこれをまとめた資料というのがございませんので、ちょっと全体 概要と合わせて典さん等を含めた最初に鑑のような資料を一つ準備をして それを御説明する。
0:06:29	形にさせていただきたいと思います。すいません。日本原燃の大場でござ います。
0:06:34	規制庁コサクです。ちょっと確認なんですけど。
0:06:38	今回
0:06:41	ちゃんと一隻
0:06:43	資料をつくり込んでから申請するということで
0:06:47	お話を聞いていて、それによって出てきてる資料なんですけど。
0:06:51	このパワーポイント資料をお伺いいるのかっていうのがよくわからなくてで すね。
0:06:56	というのも、審査会合であまり技術的能力とかの事業計画っていうのを聞い ていないはずなんですよ。
0:07:05	何のためにこの資料をつくられたんですかねっていうのがちょっとよくわか らなくてですね。
0:07:11	今言われたように審査会合では概要を説明いただいて技術的な内容につ なげていただくっていうことがあれば十分なんですけど。
0:07:20	この資料 3-13-2 って何で作られたんですか。
0:07:27	日本原燃大場でございます。今回の変更許可申請に当たりましてへ変更し たところを御説明する必要があると考えまして、前回のオオバ新規制で許 可いただいておりますけれどもその許可

0:07:42	いただいた申請書からですね、最初に言うと添 2.3. 9 というところが今回変更になってございますので、変更した海洋ということで資料を
0:07:52	作成をしております。
0:07:55	規制庁の田尻です。いやし変更されたところというのは当然理解していて趣旨は何かって言うと、介護でそこを説明する意図なんですかっていうのは今までの支給基準対応とかにおいても、当然添付シリーズで大体全部変わったと思うんですよじゃ会合でいちいち事細かに説明したかっていうと多分そうではなくて、
0:08:13	今回は天にK3.9 っていうのは介護で何か説明した要素がありましたっけという趣旨でたのはこんなとこ変更しましたよっていう話であれば、別に議論の話でもなくて、単なる事実を述べられるだけであれば会合説明されてもあんまり意味はなくて、
0:08:28	それは技術的な話にすぐについてしまっても変わらないんじゃないかっていうのが趣旨なので、書かれてる内容を説明されてもそこは大体理解してるつもりなので、なんでっていうところを説明いただけると助かります。
0:08:42	はい、承知いたしました審査会合のときはですね、当庫の技術的な内容のところを中心に御説明所作の点にて算定今日変更してますけれども廃止審査会合で説明するような内容のところは特にございませんので、技術的な内容にすぐ入るような形で資料を準備をいたします。
0:09:01	今説明をというのは、今この場で先に説明をということでよかったですでしょうか。
0:09:09	規制庁田尻です。基本的にですね僕が今ずっと話だったの会合に向けての話なので、ヒアリングっていうのは、介護に向けた事実確認なので、当然会合とヒアリングを合わせていただけると。
0:09:23	はい、承知いたしました。日本原燃の馬場です。承知いたしました。それでは今回の変更の概要ですけれども、一つは有毒ガス防護に関する規則改正に係る変更ということで、規制委員会にて示された規則等の改正ですとか、あと有毒ガスの
0:09:43	防護に係る影響評価ガイドの決定を受けてこれを受けて再処理施設が対象になってございますので、再処理事業変更許可申請書をこの場合どの地域をした形で評価をした結果を御説明するというのが有毒ガス防護に関する変更内容になります。
0:10:02	それから、技術的な内容としてもう 1 点ございますのが、第 2 低レベル廃棄物貯蔵系の一部共用ということで、当社の廃棄物管理事業で発生する低レベル固体廃棄物をですね、今回再処理設備再処理施設を一部共用しまして、そちらにも保管廃棄。

0:10:22	できるようにするという変更を共用ということさせていただくというのが本来ようになります。
0:10:31	で合わせてですねへと変更申請した日については、鎖線先月の4月28日の日に再処理事業変更許可と廃棄物管理事業変更許可を同時に変更申請させていただいております。
0:10:46	合わせて添付書類マニーマニ九については変更ございますけれども事業計画の変更ですとか、今回の変更に合わせてですね、技術技術者の変更等がございますので合わせて変更しているという内容でございます。
0:11:02	審査会合等ではこちらの内容については、市割愛をさせていただきます。
0:11:08	詳しい内容については、それぞれ有毒ガスのが移動を防護に関する規則改正に関する説明資料と廃棄物の共用に関する
0:11:20	概要の説明資料で説明をさせていただきたいと考えております。
0:11:26	ちょっと冒頭の説明は以上のような形で考えております。
0:11:30	規制庁の田尻ですと大きく2点ばかりなんですけど、まず共用に関してなんですけど、共用に関しては、精神的新規制基準対応の方で廃棄使えなくなったと思うんですけど新しく建てますよとかいう話1回消して、今回のやつに盛り込まれたじゃないですか。
0:11:45	その経緯で御説明ある予定ですか。
0:11:58	今の御説明の資料には盛り込んでございません。規制庁の稲場でございます。以上ですね今の資料に入る予定はないのは定義も入っていないのは知っていてなぜ今の資料にあるかどうかはもう勉強しなくて大体大丈夫だろう、代替していく上でやってるので。
0:12:13	一応経緯があるものなのでそういったところも触れて欲しいという趣旨なので資料に適切に盛り込んでいただければというのが1点目で、もう1点なんですけど先ほど変更の概要話されたときに有毒バースト共用というのが大きな二つだというのは、ご指摘の通りで御説明の通りだと思ってるんですけど。
0:12:28	例えば有毒ガスのところで通信連絡とかに関してもあわせて変更しますよっというふうに、要は許可、許可っていうかね、この新しい規制基準許可から変えたものが話がかかっているかと思うんですけど、これっていうのは要はへは祭り通信連絡以外に何かほかに説明があるのかと言ってないような気はしてるんですけど、こういった点程度の裕度区分けに合わせて説明されようとしているということでき、
0:12:50	日本原燃大場でございますはい通信連絡設備の変更については有毒ガス数の対応に伴って変更する内容になりますので有毒ガスの中で御説明させていただく予定としておりました。

0:13:02	規制庁田尻です。それと概要説明されるときに大きく二つ変更する転倒後許可からこの基準変更に合わせてから替えますよっていうところも通信連絡がメインだと思うんですけどそういったところも軽く触れておいていただくとそのあとの議論しやすいかなと思うんで、概要説明の時よろしく願いいたします。
0:13:20	日本原燃オオバです。承知いたしました。
0:13:25	規制庁田尻です。
0:13:27	基本的にはですね今現在としては 100 点満点のものをだったかと思うんですけど、そういったもの出されてきてと思うので、今回特に中身の議論まではそこまじょうと思っていないと会合で指摘をしようかなというふうに思ってるんですけど、原燃としては今費用の構成の話はしたかと思うんですけど。
0:13:43	何か特段ヒアリングの場で説明して意味があるのかというところなんですけど何か説明されたい点でありますか。
0:14:06	日本原燃三浦です。鶴弥のゲル化するの対応ちょっとしているんですけどもですね。
0:14:14	まず評価が移動自体がですね、こちらは発電炉に対して適用されるものでありましてですね、再処理にこのガイドを適用する場合にはですね、再処理の特性を考慮して判断するという形になりますので、そこでですね再処理としてはこういったことを考えてますよってというようなその部分についてですね
0:14:34	御説明したいなという形で考えております。
0:14:40	規制庁田尻です。資料は大体読んでるので簡潔にだけで説明されたい点説明いただければと思います。
0:14:50	4 件のみです。導体しました。
0:14:59	私の考えだけ。
0:15:01	はい。日本原燃の浜田でございますねと協のほう担当しておりますが農協の方ですが、今回再処理と廃棄物管理施設等再処理施設、それぞれの施設で協議共用ということでの御説明を、そういうことになりますので、
0:15:19	それぞれ共用の範囲の考え方と、あとはその適合性の考え方をそこはやはりポイントかと思しますので、そのあたりをちょっと御説明させていただきたいというふうに考えております。以上です。
0:15:42	規制庁コサクです。今お 2 人通われたのは、会合でこういったことを説明したいと思いますと言われた。
0:15:52	ということなんですかね、今日のヒアリングで何か。
0:15:56	やりたいことっていうのはありやなしやっていうと、内っていう理解でいいですか。

0:16:06	はい。
0:16:07	今日のヒアリング全社に対しては、それを実施したいと考えております。日本原燃の三浦です。
0:16:16	規制庁コサクですけど、ミウラさんすいません、ヒアリングで、先ほど言ったことをやりたいということでお話されたってということですか。
0:16:26	日本原燃鈴木です。実際に
0:16:30	審査会合でもですね論点になるところは先ほどミウラもしくはハマダの効果が言及があった件かなと思ってございますけれども、
0:16:39	確かにおっしゃる通り、私の方から100点のものという話は申し上げましたのでそれを踏襲しますと審査会合でということはあるのかもしれないんですけども、もしよろしければですね、ぜひヒアリングの席でも、我々の考え方を1回ちょっと述べさせていただいて、もし御意見とあるんでしたらオブちょうだいできればなと、こういうこのように考えてる次第でございます。
0:17:01	規制庁コサクです。内容の説明はいりません。100点の資料が出されているということなので、それ以上の説明があるとは思ってませんから、その点では見て疑問に思うところは会合で指摘をします。一方で、
0:17:16	資料をつくるに当たり、こういうことを
0:17:20	対応しましたとかですね、資料に触れるようなことではないんだけど、伝えておきたいこととか、そういったことあるかっていうことなんですけど、その点はいかがですか。
0:17:45	妻我々
0:17:48	あわせて日本原燃の三浦です。この資料作成に当たってですね、
0:17:54	大丈夫で、非常に問題ありましてですね、大分その中身については、実施を持って出したという形で考えております。
0:18:03	ですけどもここでですね、今資料に我々表しな意見ということで言えばですね、少しちょっと補足させていただきたいと思えます。
0:18:20	それでは
0:18:21	ちょっと
0:18:22	有毒ガスですね。
0:18:25	他の防護に関する対応ということで資料一番になるんですけども、こちらですね、
0:18:35	まずここで
0:18:39	お手元にですね、今挙げた。
0:18:43	ないように、によりますけれども、とですね。
0:18:48	まず
0:18:51	ここでですけど。
0:18:55	富雄移っていくのか。

0:18:58	ベルクパーク物質をですね浪江とする際に、
0:19:06	最初に全体ですね、調査を行う際にですね、データを町コサクです。はい、すみません、頭が整理されてないようなので 100 点の説明として準備できたときにヒアリングをしましょう。
0:19:22	今日はですね、会合に向けて準備状況を確認するという程度で結構ですので、その点では、最初にタジリの方からお話したように、会合の資料としては、体系を少し見直して、
0:19:36	全体概要示すということを新整備等踏まえ含めた本当の全体ということで、それによって次の有毒ガス等共用という 2 点を移転の中でということがポイントなのかっていうのを概要として説明いただいて、
0:19:53	次のそれぞれの資料の説明につなげていただくと。
0:19:57	いうところを対応いただいてそうすると有毒ガス等を共用の最初の部分とかは一部そっちのほうに移ると思いますので、そういった資料の構成だけ見直して連絡をください。
0:20:10	先ほど質問したようなところはですね、よく頭の整理をしておいていただきたくって、
0:20:20	資料の中身の書いてあることの説明とかはヒアリングでもいりませんので、その点はヒアリングを申し込む際にですねよく何を言わなきゃ説明したいのかっていうことを頭の整理をした上で申し込んでください。これは
0:20:36	新基準の許可のときも少し言いましたけど特にその後 1 年間設工認で話をしているときにさんざん申し上げたことですので、それを踏まえて 100 点の準備をしてから申請をされると言われたはずですから、資料だけではなくてヒアリングの対応も同じようにお願いをします。
0:20:54	その上でですね、ちょっと説明堂島既設よくわかんなかったんですけど、入口として簡単に私から聞くとですね。
0:21:03	設工認のほうはよくその実用炉の実績を踏まえながら、再処理 MOX でどうあるべきかということを考えて対応してきてますと、
0:21:14	ということで、実用炉との比較なんかもしながら、こういうふうな対応していつてますけど、意識は合ってますでしょうかというようなことをやりとりをこしぱらくしています。本件についてはその点どうお考えになって対応されてるのかっていうのがちょっと
0:21:31	資料見ても何も読み込めなくてですね、とても 100 点ぼくないんですけど、その点はどうお考えになって申請されてるんでしょうか。
0:21:48	日本原燃の三浦です。
0:21:50	自社の決議道路の部分につきましては、今回のこの申請をする前にですね、事前について審査会合等の資料を読み込みをしたりしてですね、それを踏まえた上で、その確か毒性を

0:22:07	家ですね、
0:22:10	今回申請してるっていう、そういうのは、経たっております。
0:22:19	規制庁コサクです。私の言った意味がちょっとよくわかってないようなんですけど、そういうことをやられたのであれば、こういうふうな考えでそれぞれ対応しましたっていう説明があつていいはずなんですけど、なんで 100 点の資料にそれが入ってないんですか。
0:22:43	日本原燃の原と申しますと今の御指摘の点系統ごとの違いのところがさ、今回の審査で我々が重点的に御説明しなければいけないのポイントだというふうに考えております。
0:22:59	その中で、特に
0:23:02	与党の比較をした中で、我々として再処理として考えなければいけないところとして、幾つかございましたので、損保、
0:23:14	その結果を項目だけ簡単に述べさせていただきます。
0:23:19	まず一つはですね、重要操作地点の設定についてです。
0:23:24	こちらは回動ですとか、審査基準、それから電力の審査の実績、これらを我々確認しまして、その上で、再処理施設については、少し規制庁食品の時あ、
0:23:42	規制庁川崎ですすいませんあので止めて申し訳ないです。内容を見てますのでわかっていますから、最初言われたようにポイントだけ伝えていただければ結構です。
0:23:53	日本原燃の方でございます。申し訳ございません。JAの操作地点の設定についてです。こちらは再処理の重大事故対象の特徴を踏まえて設定をいたしました、こちらはどの度との違いの一つ目というふうに考えております。
0:24:10	あとその他本職についてです。
0:24:15	再処理は想定の中で、工場の中でたくさんの種類の主役それから量のございますので、発電所のほうの審査実績を見ますと、割とですね単品の東翼ガスの発生を当評価をしておりましたけれども、
0:24:32	再処理としてはそういった特徴があるので混触については重点的に設備の状況を調査をして評価をいたしました。
0:24:50	それから最後に三組の見積もりで最後です、系統番号対象者についてです。
0:24:57	当薬局がその防護対象者は、外筒 2 の中では実用度の防護対象者としてええと記載がございますけれども、再処理等へ等必要では防護対象者の
0:25:13	何というんでしょう。とどまる場所はですね、異なりますので、そこは再処理施設の特徴を重大事故対処の増幅特性特徴を踏まえて防護対象者を設定いたしました。以上 3 点が我々として自治会ごとの違いを確認して、米国はポイントだというふうに思っているところです。以上でございます。

0:25:44	規制庁コサクです。
0:25:48	ほかにもいろいろとふと考えたのがローンを見ても疑問に思うところはいっぱいあるんですけど、その内容については、会合でこちらから、
0:25:57	お聞きしますので、その点、一つ一つ説明いただければと思います。
0:26:03	今言われたところの特に対象者なんですけど、対象者のとどまる場所と言われましたけど、資料を見てもそれをどこにも明確に書いていないんですが、ポイントだと思われていて、それはどういうポイントだと思ってどう申請書に合わせたのかだけはちょっと教えていただけますか。
0:26:31	日本原燃の原でございます。
0:26:34	防護対象者につきましては
0:26:38	有毒ガスのパワーポイントの
0:26:43	資料の 8 ページにGuideの表との比較で載せてございましたからご指摘の通りですね、ここについてはそれぞれの運転員ですとか、重大事故の対処要員の防護対象者の人数だけを簡単に
0:27:01	書いておりましたので
0:27:04	この人たちがどこにいるのかっていうところは、資料上、系統表現式、パワーポイントの資料上は表現できてなかったところでございます。この
0:27:17	某対象者の数の長期につきましては、
0:27:23	安全審査の整理しようというタイトルのほうの資料の中で、敷地内可動現敷地外固定減に対する防護対象者の人数それから
0:27:36	その防護対象者
0:27:39	等がある場所、それを整備士の方でお示してございます。
0:27:45	以上です。
0:27:47	規制庁田尻です。それで今の最後のやつで整理資料も何となく見たつもりはあるんですけど、書いてあったのって中操とか緊対の話がメインで書いてあって、今おっしゃってる場所っていうのは中層とか緊対とかいう施設制御室とかそっちの話ですか何かそれとも屋外でもこういうところはとかそういう話とか、
0:28:06	要は請求人とか緊対であれば実用炉と別にかわりなんていうのは特段ないと思っていて、今おっしゃって特徴っていうのはどこに滞在する方のことを言ってますか。
0:28:18	日本原燃の原でございます。
0:28:21	当防護対象者につきましては
0:28:24	整理資料もですね対策のところ
0:28:29	僕防護対象者に対する防護具の配備のところ記載しております。我々としてその実用との違いというふうに考えたところはですね、

0:28:41	実用炉のほうは、制御室の中の人たちというのは重大事項の重大事故になったときにもその制御室の中で運転員として、
0:28:53	活動されるというところに対しまして、再処理施設につきましては、中央制御室の人達が従来事項の実施組織の要員になるってところが、再処理の特徴かなというふうに考えて資料をつくっております。
0:29:11	以上です。
0:29:16	規制庁コサクです。
0:29:18	炉の中央制御室の要員等を原燃の中央制御室の要員でやるのがちょっと違うというか、少し原燃の方が人数も多くて、現場の対応っていうところも入ると。
0:29:34	というようなことを重大事故対応っていう部分が入って、
0:29:39	常設の既設の部分だけじゃなくて、外の対応なり何なりっていうのも入ってくるということでシェアが広いんだってことはわからなくはないんですけど。
0:29:50	少なくとも、2 なんですかね。
0:29:53	内訳動向といったところの資料が見当たらないんですけど何ページのことで説明されてますか。
0:30:08	日本原燃の原でございます。
0:30:11	当案有毒ガスの安全審査整理書資料のほうで、
0:30:21	本文の
0:30:23	1-94 ページ。
0:30:31	規制庁コサクです。最低限ここかなと思って一応開いてはいるんですけど、これ内わけわかんないんですよ。
0:30:39	制御室には難航とかっていう意味はわかりますけど、この数字が何でこれでもいいのかって説明はどこにもないと思って、私の質問はそういうことだったんですけどそれを説明するつもりはありますか。あったら 100 点の資料としてないのはおかしいんですけど。
0:30:54	説明するつもりはないという資料出されているんですが、なんでそういう状況になってるんですか。
0:31:08	日本原燃原でございます。
0:31:12	はい。
0:31:15	御指摘の通りですね、今ここにはどこの誰に難航配備しますと、いうところしか得と書いていなくて、もう一つ敷地外固定減のほうも同じような記載になっておまして、何でこれでもいいのかというところの考え方が
0:31:33	今の資料には記載しておりません。そこは御説明が必要というふうに考えております。

0:31:44	すみません、もう一つ付け加えますと、ここに書いてある要員の指示を行う要員だとかっていう数字は過去の安全審査の資料のほうから持ってきて思ったのを確認して、
0:31:59	設定をした数字でしたので、少しそこは我々の作業としてはそういう作業をしておりましたので、少しその間のところの御説明が抜けてしまったというふうに考えます。
0:32:14	以上でございます。
0:32:17	規制庁コサクです。
0:32:19	既設指定一つ施策ってというようなことをお伝えしましたけど、こういった形で説明がフクイちょっとわからない、何でこの程度なのかっていったところがいっぱいあるので、会合でこういうことを聞いていくということで認識いただいて、
0:32:36	介護の準備を進めていただければと思います。介護の説明もですね、一つ一つ内容を説明いただく必要はないので、ごく簡単に1ページでどう、その各ページで、どういうことを言ってるのかお触れ先ほど言ったように、
0:32:53	ポイントは何かっていうことに触れるような形で簡略的に説明をいただければというふうに思いますので、さっき、これまでの話を踏まえて準備をお願いします。よろしいでしょうか。
0:33:08	日本原燃の三浦です。はい、了解しました。
0:33:16	規制庁の田尻です。中身じゃなくて、資料としてあるのかどうかを確認したいんですけど、今回変更許可申請だと思うんですけど、変更許可申請であれば基本的に申請書こう書きかえましたっていうのが当然基本なんですけど、申請の章で書かれているので全体言いませんってこの商工会見ますという形なんですけど。
0:33:35	要は、どこをどう関わったかっていうしょうってどっかに或いは新旧表みたいなって何か補足か何かでつけられてましたっけ、許可のときの新規制基準許可のときにその他の変更であれば、少なくとも全部つけさせたような覚えがあるんですけどそういった問題とかにありましたっけ。
0:33:51	日本原燃の馬場でございますが、今回の提出させていただいた資料の一式には含めておりませんが社内的には準備をしておりますのでご提出することは可能でございます。
0:34:03	規制庁の田尻です。何かそれ。
0:34:07	100.6こちら中期まあいいんですけどそういったものはないんだとされる予定は何かそれなくても説明ができるというのが今の原燃の考えでいいですかね。
0:34:23	はい。新規制のときと同様にご提示させていただきたいと思います。
0:34:28	日本原燃の馬場です。

0:34:32	規制庁田尻です求めはするんですけど言えなかったと100点っていう、いう話だったんで、新基準許可既許可のほうの新基準許可のときも求めてつけてもらったもんだと思っていて、そういう新基準許可のときに求めたようなレベル音で求めているんでしょう今回の申請もちょっとそういったところは、
0:34:51	基本的に同じ、そういったところはもう理解した上で出されているでいいんですよねだから新旧とかも出す予定だったのがついてなかったのかわからないけど出される予定ちゅうことでいいですかね考え方をまず聞いてるんですけど。はいそうですね払い出すこと。
0:35:09	日本原燃の浜田です。新基準のときにその他の変更を担当させていただきました。その時に整理資料をご提出させていただいたときには新旧表整理資料には正式なものとしては点けませんでした。
0:35:25	ただ小田すいません私はしてるんですが整理資料上では新旧表最終的には持ってありません。
0:35:38	規制庁の田尻です。多分その他変更とかでそこでまず議論をしたような覚えがあるので、なので担当されて破産おられたから、当然そういう言及があるかと思ったんですけど、とりあえず何らか示されるふうに考えているという認識で今後審査に臨んで追われると思っているので、
0:35:55	とりあえず今日は、事実確認だけなんで、状況は理解しました。
0:35:59	はい、日本原燃の浜田です。承知いたしました。
0:36:03	はい、規制庁補足です。
0:36:06	整理水量として100点ということであって、それ以外の資料もあると。
0:36:11	いうことの今話だったんですけど、であるとするならば、ほかに何かあるか本当にその説明として必要十分とは思うものが何でどういう準備をしてるのかっていうのを説明いただけますか。
0:36:42	規制庁コサクです。はい、よろしいですか。
0:36:47	はい。日本原燃オオバです。今を全部しているのは今説明したものがすべてご提出させていただいたものと用意している前後表がすべてですけれどもちょっと新規制基準のときも振り返りましてもう一度社内に必要な処理、ほかにないかというところも含めて確認をさせていただいて、
0:37:08	全部見させていただきたいと思います。
0:37:14	規制庁コサクです。
0:37:16	そうですね、説明として必要十分でない困って、
0:37:23	これまでの話でいうと我々から求めないと。
0:37:27	情報提示ができないのかっていうことに対しそんなことはありません。必要なものは十分認識をしているので、しっかりとまとめて十分なものを出示しますと言われたと思っています。ちょっとあの回答が今のだと。
0:37:42	そのときのお話と違ってきちょうんですけど、それはさておきですね。

0:37:48	少なくとも、
0:37:50	変なフィルターをかけて整理資料としてはとか、° のときにはこうだったのでとかっていうのではなくて、今回の審査としてどこまでが必要か十分かということを考えて、それに見原燃としてはこう思いましたっていうことをしっかりと行っていただくというのが、
0:38:11	規制委員会規制庁できて事業者と対等な立場で議論をしていくと。
0:38:16	ということであの会合なり、進めていこうといったところのポイントですので、早くそういう場に立っていただきたいと。
0:38:25	ということです。
0:38:30	技術的にもそうなんですけど、今回許可の申請書本文なり添付あと補足説明と見てもですね。
0:38:37	どうも
0:38:39	既許可と今回の変更事項がどういう関係にあるのかということも、
0:38:45	記載している状況においては、今 1
0:38:48	理解ができないのです。
0:38:51	申請された内容として有毒ガスのガイドに持って、
0:38:55	を踏まえながら、こういう検討しましたということは、資料として読み溶けますけど。
0:39:01	それが既許可の中でどういう位置付けになり、なるのが適切なのかといったことが非常に大事だと思ってまして、そういうことを考えていく遡上を新基準適合のときにお話をしたと思ってます。具体的に言うと、
0:39:17	本文とかも変化新基準適合に関係しないところも含めて記載の適正化をし全体として体系を整えたと。
0:39:25	いうことをそれなりの時間をかけて対応されたと思いますので、その後の変更においてその体制を崩すというのは非常によくないことだと思ってますんで、そういったことも踏まえて審査会合では議論したいと思いますので、
0:39:43	そういう点では
0:39:45	変にフィルタをかけて準備をされているとですね議論にもならないと。
0:39:49	いうことになってしまいますからよく準備をしておいてください。あまり本件で審査会合何回もやるというような案件ではないと思ってますので、しっかりと説明できるようにお願いします。
0:40:02	日本原燃の馬場です。承知いたしました。
0:40:08	規制庁田尻です。それ相応の建屋で事務的な話なんですけど、先ほどの構成で説明されるとき、最初の、要は概要等という特別で、説明時間 10 分ぐらいで共用で 5 分ぐらいのイメージですかね。
0:40:29	はい、日本原燃の阿保でございます。ご指摘の時間配分で構いません。

0:40:33	規制庁田尻です。融度火災に関してはガイアと合わせて15分とかでもいいんですけどいやちょっと銀聯でどれぐらいで説明されようとしてるかわからなかったんで確認だったんですけど、大丈夫ですか。10分でも自分でも特に問題はないんですけど。
0:40:50	日本原燃の阿保でございます。
0:40:53	有毒か数はそれでは十分いただければと思います。
0:41:00	規制庁田尻です。概要というところはすべてあわせて十分保守的か予定毒ガス合わせて結構ですはい。
0:41:07	共用が5分っていうことでわかりました。こういうことです。
0:41:12	例えば、
0:41:13	受けます。
0:41:14	少ないんですか。
0:41:18	いうところで、
0:41:21	概要も有毒ガスすいません日本原電オオバですけども、有毒ガスだけで十分いただきたいので、その前段の概要を進んだと思いますけれども、数分プラス有毒ガスで10分で廃棄物の供用で
0:41:39	という配分でさせていただきたいと思います。規制庁田尻ですので分プラスアルファで一応15分っていうイメージで、こちら持っておきます。あとそれに今日仮称資料構成の変更が必要かと思うんですけどこれ資料としていつごろ出されるという形でそうですか。
0:42:11	日本原燃大場でございます。
0:42:14	どうぞ。
0:42:15	水曜日徐々に水曜日。
0:42:19	そう。
0:42:20	木曜日の朝、
0:42:21	日本原燃のほうでございます。木曜日の朝までに準備させていただきたいと思います。規制庁田尻ですけどわかりましたので後は事務的に細かな調整いただければと思います。その他全体通してでも構わないで原燃側は規制庁側から何かございますか。
0:42:44	ないようであれば本日のヒアリングこれで終了したいと思います。ありがとうございました。
0:42:50	ありがとうございました。
0:42:57	。
0:42:59	はい。